

住宅用火災警報器設置

自治体情報

人 □ 3,518人

標準財政規模 1,430,613千円

担当課 福岡県 赤村 総務課 総務係

電話 0947-62-3000

ホームページ <http://www.fcom.ne.jp/akamura/>

事業期間 平成 20 年度から平成 20 年度まで

参考とした施策

関係施策分類

施策の概要

1 取り組みに至る背景

消防法により、各家庭に『火災警報器の設置』が義務付けられ、また、村内には高齢者の方が多いので、緊急の場合を想定して、各家庭への火災警報器の設置に至った。

2 事業内容（目的・目標・方策）

（目的・目標）

赤村全域において、田川地区消防組合火災予防条例に基づき、家屋火災の発生を住人にいち早く知らせ、人命と財産を火災から守るため。

（方策）

(1) 警報器は、次に掲げる専用住宅の部分に設けることとした。

- ① 寝の用に供する居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。）
- ② 前項に掲げる住宅の部分が存する階から直下階に通ずる階段の上端

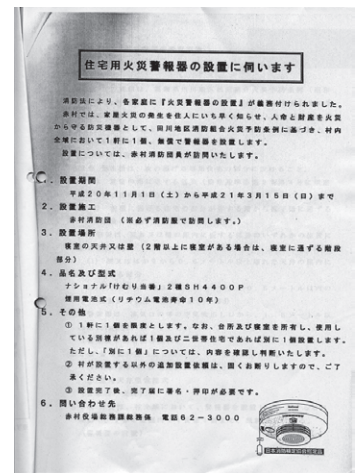
(2) 警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分のいずれかの位置に設けること。

- ① 壁又ははかりから 0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
- ② 天井から下方 0.15メートル以上 0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けることとした。

(3) 火災報知機は一軒につき一台設置、無償で設置する。

(4) 警報器の設置・住民への説明は、訪問する赤村消防団員が行った。

(5) 村内への配布チラシ・防災無線を使って、火災報知機を設置することをよびかけた。平成 18 年 6 月 1 日以降に新築された住宅は、建築基準に従い寝室や階段には設置されているが、本人が台所や居室に設置希望があれば、設置基準に基づき設置を行った。



3 施策の開始前に想定した事業効果

住宅用火災警報器の設置により、家屋火災の発生を住人にいち早く知らせることができるだけでなく、防火意識の啓発にも効果が期待できる。

4 導入にあたり工夫・苦労した点、課題、対処法など

(工夫点)

(1) 警報器の設置にあたっては、赤村消防団に依頼を行った。

事前に警報器の取付け方法や、各家庭を訪問する際の注意点、問題点などを協議し合いながら施策の遂行にあたった。また、各分団長から団員に「赤村住宅用火災警報器設置マニュアル」など使用し、火災報知機の設置の仕方等について説明した。説明会以外に各分団から途中経過状況報告も行ってもらい、確実な設置が行えるように努めた。

(2) 警報器の設置について住民の方に理解してもらえるよう、村内への配布チラシ・防災無線を使ってよびかけを行った。

(3) 火災報知機設置を利用した悪質な詐欺が考えられたので、防災無線で注意をよびかけた。また、訪問する消防団員は消防服着用を徹底した。また、確実に確認及び設置を行うため必ず2名以上で設置を行った。

5 現在の成果・実績、今後の展開など

警報器の設置を行ったことで、住民の方からは喜びの声をいただいている。

また、警報器の設置に伴い防火意識の普及啓発という相乗効果が得られた。

予算関連データ 赤村

| 総額 ①～⑤の計 | | 財源内訳(財源区分:①～⑤) | | | | |
|-------------|-----|----------------|-----|-----|------|---------|
| | | ①国費 | ②県費 | ③起債 | ④その他 | ⑤一般財源 |
| 4,379千円 | | 0千円 | 0千円 | 0千円 | 0千円 | 4,379千円 |
| ①～④の名称・所管等 | 名称 | | | | | |
| | 所管 | | | | | |
| | 金額 | | | | | |
| | 補助率 | | | | | |